岐阜県生産活動拡大支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行い、そこで働く障害者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10に規定する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型の供与を行う事業を行う者とする。

3 事業の内容

(1) 対象となる事業所

次の①から③のいずれの要件にも該当する就労継続支援事業所(ただし、他の経営支援策(※1)を受けている場合は除く)であって、所定様式(別紙1)により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

- ① 申請月(下記4(1)にある申請を行った月のことをいう。)において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること
- ② 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付障障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)記3にある(報告対象年度分の)工賃実績を都道府県等に報告していること
- ③ 次のア又はイの要件に該当すること
 - ア 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する月(以下「対象月」という。)があること
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前々年 同月比で50%以上減少した月(※2)
 - (イ) 事業開始後最初に生産活動収入が発生した月(以下「事業開始月」という。)が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)

- (ウ) 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月(当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)
- イ 令和3年4月以降、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する期間(以下 「対象期間」という。)があること
 - (ア)新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入 が前々年同期比で30%以上減少した期間(※3)
 - (イ)事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)
 - (ウ)事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、(ア)の要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間(当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。)
 - ※1 事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス 枠)、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金その 他本事業と支援内容が重複すると実施主体が認める国の支援策のことをいう。
 - ※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1ヶ月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。
 - ※3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3ヶ月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

(2) 対象となる費用

助成の対象となる費用は次に掲げる費用であって、就労支援事業会計(「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)別紙に示す会計処理のことをいう。)から支出すべき費用とする。

- ① 新たな生産活動への転換等に要する費用
- ② 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- ③ 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用
- ④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用

(3) 助成額

助成額は、(2)①から④の対象となる費用ごとに、次の基準額と所定様式(別紙1)による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で実施主体が必要と認めた額とする。ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人あたりの上限を120万円とする。

「基準額〕

以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。

【算出式】

((1)③ア(ア)に該当する事業所の場合)

対象月の前々年同月を含む事業年度(※4)の年間生産活動収入-(対象月の生産活動収入×12)

((1)③ア(イ)に該当する事業所の場合)

事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額ー (対象月の生産活動収入×12)

((1)③ア(ウ)に該当する事業所の場合)

事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額ー (対象月の生産活動収入×12)

((1)③イに該当する事業所の場合)

対象期間の前々年同期間を含む事業年度(※5)の年間生産活動収入-[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

((1)③イ(イ)に該当する事業所の場合)

事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額ー 「(対象期間の生産活動収入÷3)×12〕

((1)③イ(ウ)に該当する事業所の場合)

事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額ー [(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

- ※4 ※2に該当する場合においては、対象月と比較した月を含む事業年度。
- ※5 ※3に該当する場合においては、対象期間と比較した期間を含む事業年度。

対象費用	算出額	基準額
(2) ①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2)②、③、④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

4 留意事項

- (1) 助成の申請手続
- ① 複数の就労継続支援事業所を有する法人にあっては、県内に所在する事業所について一括して申請することができる。
- ② 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。

(2) 実績の報告

助成を受けた事業所は、助成を受けた日以降令和4年3月末日までに所定様式(別紙2)により実績を報告すること。

5 経費の補助

県は、事業所がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、次に掲げる費用については当該事業費の補助対象外とする。

- (1)維持管理費、食材料費、職員旅費
- (2) 個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用

6 その他

対象となる費用のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについて は、本事業の補助対象としない。

7 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲 内で補助するものとする。